

議案第 87 号

## 静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条、第 9 条関係）

### 1 工房及び市民活動スペース使用料

区分	使用料		
	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午前 9 時から午後 4 時まで
工房 2	310円	310円	620円
工房 3	620円	620円	1,240円
市民活動スペース 1	1,360円	1,360円	2,720円
市民活動スペース 2	1,670円	1,670円	3,340円
市民活動スペース 3	520円	520円	1,040円

### 2 特殊器具等使用料

区分	単位	使用料
電気陶芸窯		電気の使用量に応ずる実費相当額
ロッカー	1 個 1 月につき	310円
棚	1 段 1 月につき	310円

備考 利用期間に 1 月に満たない端数がある場合は、これを 1 月として計算する。

別表第 2 の 1 体験施設使用料の表中「3,080円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市資源循環啓発施設条例（以下「新条例」という。）別表第1の1工房及び市民活動スペース使用料の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1の2特殊器具等使用料の表の規定は、利用期間が施行日以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### (施行前の準備)

- 4 新条例別表第1の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。